様式 1　公表されるべき事項

国立大学法人鹿屋体育大学の役職員の報酬・給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1　役員報酬についての基本方針に関する事項

①　役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数（当該法人130人）や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人を参考とした。
(1) 国立大学法人小樽商科大学・・・当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している（常勤職員数約200人）。公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬額は16,419,000 円、理事については平均13,094,000 円である。
(2) 事務次官年間報酬額・・22,977,000円

②　平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

勤勉手当において、勤勉手当基準額の算定基礎に国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の0以上100分の185以下の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を支給している。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当、勤勉手当から構成されている。月額については、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則に則り、本給（965，000 円）を算出している。
期末手当及び勤勉手当についても、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則に則り、期末手当については期末手当基準額（本給＋本給×100分の20＋本給×100分の25）に6月に支給する場合においては100分の62．5、12月に支給する場合においては100分の77．5を乗じている。また勤勉手当については、勤勉手当基準額（本給＋本給×100分の20＋本給×100分の25）に国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の0以上100分の185以下の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を含ませている。さらに期末手当及び勤勉手当ともに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度では、勤勉手当支給率の引き上げ（年間0．1ヶ月分）を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当、勤勉手当から構成されている。月額については、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則に則り、本給（634,000～720,000円）に通勤手当（2,000円）を加算して算出している。
期末手当及び勤勉手当についても、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則に則り、期末手当については期末手当基準額（本給＋本給×100分の20＋本給×100分の25）に6月に支給する場合においては100分の62．5、12月に支給する場合においては100分の77．5を乗じている。また勤勉手当については、勤勉手当基準額（本給＋本給×100分の20＋本給×100分の25）に国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の0以上100分の185以下の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を含ませている。さらに期末手当及び勤勉手当ともに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度では、勤勉手当支給率の引き上げ（年間0．1ヶ月分）を実施した。

理事（非常勤）

（役員報酬支給基準は、月額の非常勤役員手当のみとなっており、金額は138,800円である。
なお、平成28年度は改定は行っていない。）

監事

（該当者なし）

監事（非常勤）

（役員報酬支給基準は、月額の非常勤役員手当のみとなっており、金額は93,200円である。
なお、平成28年度は改定は行っていない。）

2　役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
A法人の長	千円 6,004	千円 3,936	千円 2,068	千円 （　　）		7月31日	
B法人の長	千円 9,276	千円 7,720	千円 1,556	千円 （　　）	8月1日		
A理事	千円 4,401	千円 2,880	千円 1,513	千円 8　（通勤手当）		7月31日	
B理事	千円 6,650	千円 5,072	千円 1,562	千円 16　（通勤手当）	8月1日		
C理事	千円 10,186	千円 6,562	千円 3,087	千円 12　（通勤手当） 525（広域異動手当）		2月9日	◇
D理事 （非常勤）	千円 1,665	千円 1,665	千円 0	千円 （　　）			
A監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 （　　）			
B監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 （　　）			
C監事 （非常勤）	千円 1,118	千円 1,118	千円 0	千円 （　　）			※
D監事 （非常勤）	千円 1,118	千円 1,118	千円 0	千円 （　　）			

注：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄

3　役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立の体育大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与することを目的としている。
以上の目的を実現するため、学長のリーダーシップの下で、教育、研究及び社会貢献に関する基本目標を掲げ、社会の信頼に応えられるよう自己変革しつつ、個性輝く大学を目指している。
そうした中で、鹿屋体育大学の学長は、職員数約130名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。
鹿屋体育大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。
また、他の単科大学の長の平成27年度報酬水準以下（小樽商科大学、帯広畜産大学及び鳴門教育大学の長の平均報酬16,475千円）となっている。
こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

上記記載の目的を実現するため、鹿屋体育大学の理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、かつ大学業務を行うなど、学長に次いで経営者及び教学者としての職務を担っておりその職責は重大である。
鹿屋体育大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。
また、理事の年間報酬額は、他の単科大学の理事の平成27年度報酬水準以下（小樽商科大学、帯広畜産大学及び鳴門教育大学の理事の平均報酬12,725千円、平成28年度本学理事平均報酬10,619千円）となっている。
こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事（非常勤）

上記記載の目的を実現するため、鹿屋体育大学の理事（非常勤）は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、経営者としての職務を担っており、その職責は重大である。
また、理事（非常勤）の年間報酬額は他の単科大学の理事（非常勤）の平成27年度報酬水準以下（小樽商科大学及び帯広畜産大学の理事（非常勤）の平均報酬2,202千円）となっている。
こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事（非常勤）

上記記載の目的を実現するため、鹿屋体育大学の監事（非常勤）は法人の業務が適切に遂行されているか適宜監査する必要があるため、大学業務及び組織業務に精通した人物が必要であり、その職責は重大である。
監事（非常勤）の年間報酬額は他の単科大学の監事（非常勤）の平成27年度報酬水準以下（小樽商科大学、帯広畜産大学及び鳴門教育大学の監事（非常勤）の平均報酬1,404千円）となっている。
こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4　役員の退職手当の支給状況（平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
A法人の長	10,074	8	0	7月31日	1	
	千円	年	月			
B法人の長	該当者なし					
	千円	年	月			
理事A	該当者なし					
	千円	年	月			
理事B	該当者なし					
	千円	年	月			
理事C	該当者なし					
	千円	年	月			
理事D（非常勤）	該当者なし					
	千円	年	月			
監事A	該当者なし					
	千円	年	月			
監事B	該当者なし					
	千円	年	月			
監事C（非常勤）	該当者なし					
	千円	年	月			
監事D（非常勤）	該当者なし					

5　退職手当の水準の妥当性について
【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
A法人の長	当該学長は教員組織の再編や開学30周年記念式典の挙行、筑波大学との共同専攻の設置、屋外スポーツ種目について実際の競技場面と同等の条件でのデータ取得・解析を可能にする世界にも類をみない屋内研究施設であるスポーツパフォーマンス研究棟(SP Lab)の設置等、本学の運営及び教育、研究推進に大きく貢献した。当該学長の業績勘案率については、これらに対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。
B法人の長	該当者無し
理事A	該当者無し
理事B	該当者無し
理事C	該当者無し
理事D （非常勤）	該当者無し
監事A	該当者無し
監事B	該当者無し
監事C （非常勤）	該当者無し
監事D （非常勤）	該当者無し

6　業績給の仕組み及び導入に関する考え方

今後も継続して勤勉手当において当該者の勤務実績を適切に反映させていく予定である。

Ⅱ 職員給与について

1　職員給与についての基本方針に関する事項

①　職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成28年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（当該法人130人）・職種別平均支給額を参考にした。
(1) 国立大学法人小樽商科大学･･･当該法人は、本学と同様単科系の国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約200人）となっている。
(2) 国家公務員･･･平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額は410,984円となっており、全職員の平均給与月額は417,394円となっている。
(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は455,454円となっている。

なお、人件費等に関しては、基本的に総人件費改革に基づく実行計画を踏まえた人員とするものとし、学長のリーダーシップの下で本学の目標・理念達成に向けた戦略に基づいて弾力的に人的資源を振り分けるものとする。

②　職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職務実績・成績を昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させている。
昇　　給：1月1日の昇給日前1年間の勤務を評価し、勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇　　格：勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当：基準日（6月1日・12月1日）以前6箇月間の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合（成績率）に基づき支給される。

③　給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則に則り、本給及び諸手当（本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、教員免許状更新講習手当、入試手当）としている。
期末手当については、期末手当基準額（本給＋本給調整額＋扶養手当＋地域手当＋広域異動手当）に6月に支給する場合においては100分の122．5、12月に支給する場合においては100分の137．5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
勤勉手当については、勤勉手当基準額（本給＋本給調整額＋地域手当＋広域異動手当）に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度では、①全本給表のベースアップ（平均0．2％）、②初任給調整手当の引上げ（100円）、③勤勉手当の支給率について、0．1ヶ月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 106	歳 45.3	千円 6,662	千円 4,869	千円 72	千円 1,793
事務・技術	人 53	歳 41.4	千円 5,331	千円 3,945	千円 60	千円 1,386
教育職種 (大学教員)	人 53	歳 49.1	千円 7,992	千円 5,793	千円 84	千円 2,199

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人 9	歳 31.3	千円 3,263	千円 3,263	千円 24	千円 0
特任教員	人 5	歳 31.9	千円 3,869	千円 3,869	千円 0	千円 0
特任研究員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
特任専門員	人 3	歳 30.2	千円 2,180	千円 2,180	千円 72	千円 0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注:常勤職員の医療職種、在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者なしのため省略する。
注:任期付職員の特任研究員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
注:「特任教員」とは、学長が必要と認める特別な教育研究業務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。
注:「特任研究員」とは、学長が必要と認める特別な学術研究の推進を図るため、期間を定めて雇用する職員を示す。
注:「特任専門員」とは、学長が必要と認める高度の専門的な知識経験又は優れた識見を業務に反映させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕

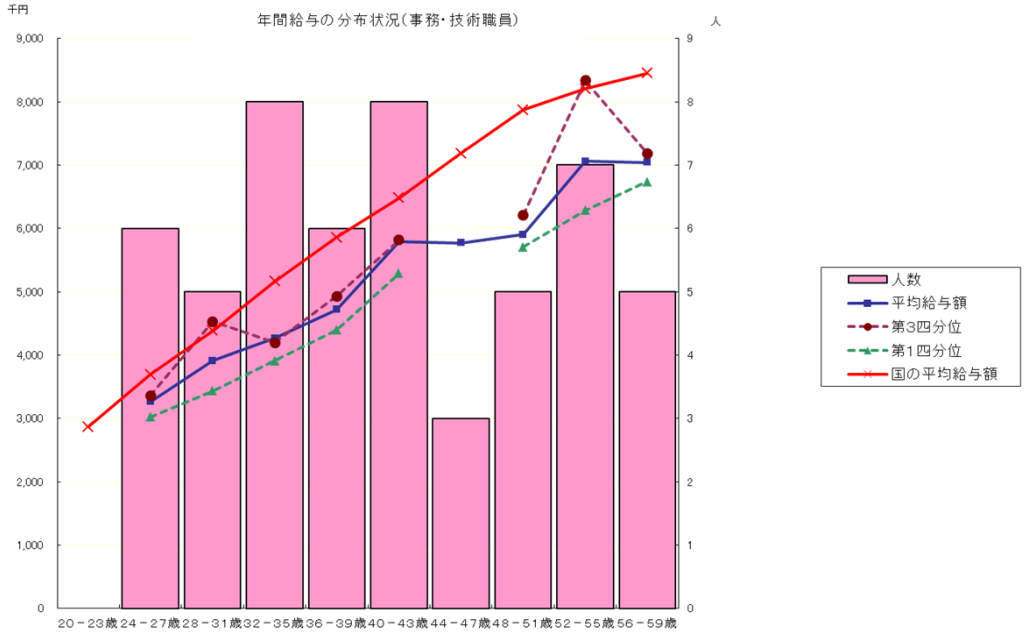

注：年齢44～47歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない
注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

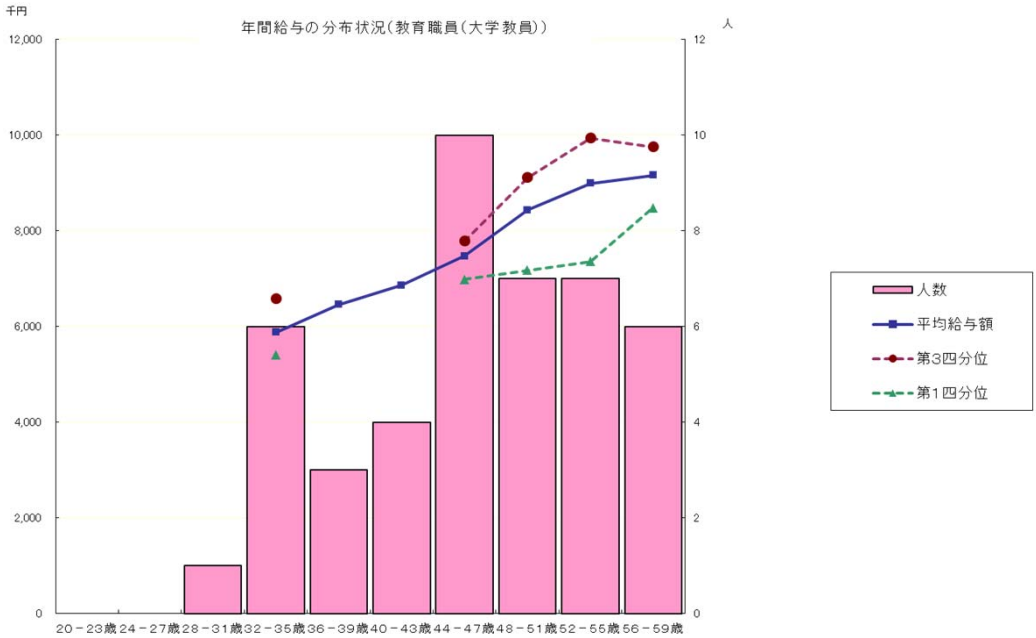

注：年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない
注：年齢36～39歳、40～43歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない

③ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	（最高～最低）
	人	歳	千円	千円
事務局次長（部長相当職）	1			
課　長	5	52.5	7,543	8,927～6,471
副課長（課長補佐相当職）	6	54.8	6,587	7,007～6,205
係　長	21	43.9	5,501	6,419～4,228
主　任	5	34.9	4,408	5,258～3,895
係　員	15	30.2	3,748	5,002～2,914

注：事務局次長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については表示していない。

（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	（最高～最低）
	人	歳	千円	千円
教　授	21	58.3	9,399	10,879～8,348
准教授	16	45.6	7,635	8,698～6,697
講　師	9	42.7	6,664	7,362～5,034
助　教	7	37.8	5,662	6,185～5,321

④ 賞与（平成28年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分			夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）		% 61.3	% 61.2	% 61.2
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 38.7	% 38.8	% 38.8
		最高～最低	% 41.1～36.9	% 40.8～37.0	% 40.5～36.9
一般職員	一律支給分（期末相当）		% 60.9	% 60.8	% 60.8
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 39.1	% 39.2	% 39.2
		最高～最低	% 42.2～36.0	% 44.0～36.3	% 42.6～36.2

（教育職員（大学教員））

区分			夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）		% 59.8	% 59.9	% 59.8
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 40.2	% 40.1	% 40.2
		最高～最低	% 41.8～37.5	% 42.0～37.7	% 41.9～37.6
一般職員	一律支給分（期末相当）		% 61.5	% 61	% 61.2
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 38.5	% 39.0	% 38.8
		最高～最低	% 41.8～36.5	% 44.1～36.8	% 42.7～36.7

3　給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案　83．9 ・年齢・地域勘案　92．7 ・年齢・学歴勘案　84．5 ・年齢・地域・学歴勘案　92．8 （参考）対他法人　95．3
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の検証	（法人の検証結果） 本学は体育系単科の大学であり、体育実技の指導者養成を使命の一つとしている大学であるという特殊性から、自然科学系の研究大学と比して外部資金の獲得が難しいのが現状であり、国の財政支出規模が4分の3程度を占めている。しかし累積欠損はなく、対国家公務員指数についても100を下回っており、他の単科系大学と比較しても同水準またはそれ以下となっている。 外部資金の獲得については、科学研究費補助金や国が行うプロジェクト等に対して積極的に申請を行っているが、今後とも引き続き努力するとともに、効率的な運営を行い、支出の削減に努める。 （文部科学大臣の検証結果） 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準を維持していくものである。

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標　　88．2

（注）上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

4　モデル給与

事務・技術職員
○ 22歳（大卒初任給、独身）
月額178,200円 年間給与2,885,058円
○ 35歳（主任、配偶者・子1人（15歳未満））
月額298,200円 年間給与4,796,853円
○ 45歳（係長、配偶者・子2人（15歳未満））
月額358,200円 年間給与5,827,512円

教育職員（大学教員）
○ 24歳（修士修了、独身）
月額238,800円 年間給与3,866,172円
○ 35歳（講師、配偶者・子1人（15歳未満））
月額394,100円 年間給与6,506,431円
○ 45歳（准教授、配偶者・子2人（15歳未満））
月額468,400円 年間給与7,727,420円

5　業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現行の仕組みを継続していく予定である。

Ⅲ 総人件費について

区　分	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 952,573
退職手当支給額 (B)	千円 94,458
非常勤役職員等給与 (C)	千円 86,087
福利厚生費 (D)	千円 60,010
最広義人件費 (A＋B＋C＋D)	千円 1,193,128

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の前年度との比較について

「給与、報酬等支給総額」:平成28年人事院勧告に基づいた国家公務員の給与法及び人事院規則改正の準拠等により、2.6%の増となった。

「最広義人件費」:退職手当支給額の減少等により、3.8%の減となった。

②退職手当支給額について

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員及び職員について支給水準の引下げ(調整率:0．87)措置を講じた。

【経過措置】

平成25年1月1日～平成25年9月30日
調整率:0．98

平成25年10月1日～平成26年6月30日
調整率:0．92

Ⅳ その他

特になし